

# 令和7年分 青色申告決算書（一般用）の書き方

税務署

- この説明書は、「所得税の青色申告決算書（一般用）」の作成方法などを説明しています。
- 有限責任事業組合の組合事業から生じる事業所得がある方は組合事業ごとに、損益計算書を作成する必要があります。
- この説明書は、令和7年10月1日現在の法令等に基づいて説明しています。

## 青色申告特別控除65万円を受けるためには・・・

控除額	適用要件	複式簿記（正規の簿記の原則で記帳）	貸借対照表と損益計算書を添付	期限内に申告（注1）	e-Taxで申告 又は優良な電子帳簿保存
65万円	○	○	○	○	○（注3）
55万円	○	○	○	○	—
10万円	（簡易な記帳）	—（注2）	—	—	—

（注1）還付申告の場合も確定申告期限までに提出が必要です。

（注2）損益計算書の添付は必要です。

（注3）以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

○ e-Taxを利用して申告書及び青色申告決算書を提出する。

○ 令和7年分の事業における仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い、確定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を税務署に提出する。

※ 詳しくは、国税庁ホームページ「タックスアンサー『青色申告特別控除』」をご覧ください。

## スマホで青色申告決算書が作れます!!

- ✓ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から
- ✓ スマホで青色申告決算書・申告書を作成して
- ✓ マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出できます
- ✓ さらに、自動計算だから計算誤りがありません



作成コーナー



デジタル庁公式 note

※ パソコンでも青色申告決算書や申告書の作成・送信ができます。  
※ マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。  
有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式 note をご確認ください。

## 「自宅からのe-Tax」5つのメリット！



※書面提出の場合は  
1か月～1か月半程度で還付



受信通知から  
いつでも内容確認



※一部の書類を除きます  
イメージデータによる提出も可能



自宅から  
申告可能



※メンテナンス時間を除きます

## 【記載例（決算書1ページ）】

F A 3 0 0 1

## 令和〇〇年分所得税青色申告決算書（一般用）

事業の内容を具体的に記入します。  
例：青果小売業、自動車板金塗装業など

住 所	〇〇市△△町×-××-×	フリガナ	ヨクセイ タロウ	事務所所在地
事業所所在地	同上	電 番 号	（自宅）〇〇-XXXX-XXXX (事業所)△△-△△△△-△△△△	依頼税理士等（名称）
業種名	〇〇小売業	屋 号	〇〇商店	事務所電話番号

令和8年3月4日

## 損 益 計 算 書 (自 □1月□1日 至 □12月□31日)

整理番号

提出用 (令和五年分以降用)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
	売上（取入）金額 (雜取入を含む)	① 392800000	消耗品費	⑦ 3780000	繰入貸倒引当金	⑩ 64460
売上原価	期首商品（製品） 棚卸高	② 37050000	減価償却費	⑧ 1433600	各種引当金	⑪
	仕入金額（原価）	③ 27596000	福利厚生費	⑨ 173000	計	⑫ 64460
	小計（②+③）	④ 31301000	給料賃金	⑩ 2625000	専従者給与	⑬ 1200000
	期末商品（製品） 棚卸高	⑤ 38140000	外注工賃	⑪	貸倒引当金	⑭ 74140
	差引原価（④-⑤）	⑥ 27487000	利子割引料	⑫ 128000	準備金額等	⑮
	差引金額 (①-⑥)	⑦ 11793000	地代家賃	⑬ 120000	計	⑯ 1274140
	租税公課	⑧ 385000	貸倒金	⑭	青色申告特別控除額の所得金額 (⑩+⑪-⑫)	⑰ 4121720
	荷造運賃	⑨	⑮	⑯	青色申告特別控除額	⑱ 550000
	水道光熱費	⑩ 224000	⑰	⑲	所得金額 (⑰+⑱)	⑲ 3571720
	旅費交通費	⑪ 148000	⑱	⑲		⑳
	通信費	⑫ 167000	⑲	⑳		㉑
	広告宣伝費	⑬ 105000	⑳	㉑		㉒
	接待交際費	⑭ 163000	⑳	㉒		㉓
	損害保険料	⑮ 105000	⑳	㉓		㉔
	修繕費	⑯ 259000	差引金額 (⑦-⑳)	㉔		㉕

- 1 -

## ○損益計算書

売上（収入）金額 (雜収入を含む)	①	決算書2ページの「月別売上（収入）金額及び仕入金額」の「売上（収入）金額」の計の金額を記入します。
売上原価	期首商品（製品） 棚卸高	② 期首と期末の棚卸表から、それぞれの商品（製品）の棚卸高を記入します。 なお、原価計算を行っている場合は、製造業の原材料、半製品、仕掛品などの棚卸高は決算書4ページの「製造原価の計算」の表の該当欄に記入します。
	期末商品（製品） 棚卸高	⑤
	仕入金額 (製品製造原価)	③ 決算書2ページの「月別売上（収入）金額及び仕入金額」の「仕入金額」の計の金額を記入します。 なお、原価計算を行っている場合は、原材料の仕入高は、決算書4ページの「製造原価の計算」の表の該当欄に記入します。
経 費 (⑧～⑳) 及び専従者給与 (㉑)		経費帳の各科目の口座から、決算整理後の金額を記入します。 必要経費の算入に当たり、明細書の添付が必要である場合は、明細書を併せて提出します。
租 稅 公 課	⑧	消費税の課税事業者が、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理を税込経理方式によっている場合に消費税等の納付税額があるときは、その納付税額（納付税額を本年分の未払金に計上したときは、その未払金に計上した金額）を含めて、この欄に記入します。
減 価 償 却 費	⑯	決算書3ページの「減価償却費の計算」の「①本年分の必要経費算入額」の計の金額を記入します。 なお、製造業で原価計算を行っている場合の工場や機械などの減価償却費は、この欄には含めないで決算書4ページの「製造原価の計算」の表の該当欄に記入します。
給 料 賃 金	㉑	青色事業専従者に支給した給与は、この欄には記入しないで「専従者給与㉑」欄に記入します。
各・種・準・備・當・金・等	繰 戻 額 等 (㉓～㉕)	引当金や準備金で前年に繰入れや積立てをした金額又は一定の計算により取り崩した金額をそれぞれ記入します。
各・種・準・備・當・金・等	繰 入 額 等 (㉔～㉖)	引当金や準備金の勘定に繰入れや積立てをした金額をそれぞれ記入します。
青色申告特別控除額 前 の 所 得 金 額	㉗	「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」の適用のある方は、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ」(注)を参照してください。
青色申告特別控除額	㉘	決算書2ページの「青色申告特別控除額の計算」の⑨欄の金額を記入します。

(注) 国税庁ホームページからダウンロードできます。

## 【記載例（決算書2ページ）】

■ 令和〇7年分

フリガナ  
氏名  
國税太郎

郵便番号

F A 3 0 2 6

提出用  
(令和五年分以降用)

○月別売上(収入)金額及び仕入金額		
月	売上(収入)金額	仕入金額
1	2,644,000	1,756,000
2	2,506,000	2,102,000
3	2,980,000	2,149,000
4	3,044,000	2,195,000
5	3,107,000	2,452,000
6	3,459,000	2,283,000
7	3,228,000	2,014,000
8	2,859,000	2,227,000
9	3,351,000	2,456,000
10	3,602,000	2,629,000
11	3,838,000	2,605,000
12	4,135,000	2,728,000
家事消費等	207000	
雑収入	320000	
計	39280000	275960000
うち軽減税率対象	3,000,000	2,000,000

○貸倒引当金繰入額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。）

個別評価による本年分繰入額	金額
（1）	円
（2）年次における一括評価による貸倒引当金の繰入額の対象となる貸倒引当金	1,348,000
（3）年次分繰入限度額	74,140
（4）繰入額	74,140
（5）本年分の貸倒引当金繰入額	74,140

（注）貸倒引当金、専従者給与等ページの割増（特別）債務以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

- 2 -

## ○給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	支給料	賃与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
○○ ○○	25歳	12月	1,200,000	300,000	1,500,000	0
○○ ○○	21歳	12月	900,000	225,000	1,125,000	0
その他（人分）						
計	延べ従事月数	24	2,100,000	525,000	2,625,000	0

## ○専従者給与の内訳

氏名	年齢	従事月数	支給料	賃与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
国税奉子	38歳	12月	960,000	240,000	1,200,000	0
○○ ○○						
計	延べ従事月数	12	960,000	240,000	1,200,000	0

## ○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料	左の賃借料のうち必要経費算入額
○○市△△町×-××	土地	年間 賃 240,000	年間 120,000
○○ ○○			

## ○青色申告特別控除額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。）

金額
本年分の不動産所得の金額（青色申告特別控除額を差し引く前の金額）
（6）（赤字のときは0）円
青色申告特別控除前の所得金額（1ページの「損益計算書」の収益の金額を書いてください。）
（7）（赤字のときは0）円 4,121,720
65万円又は35万円の青色申告特別控除額
65万円又は35万円の青色申告特別控除額であります。（8）
の青色申告特別控除を受ける場合 青色申告特別控除額（（65万円又は35万円-8）と（7）の金額）
（9）（550,000）
上記以外の場合 青色申告特別控除額（（10万円-（8）と（7）の金額））
（9）（550,000）

（注）貸倒引当金、専従者給与等ページの割増（特別）債務以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

## ○月別売上(収入)金額及び仕入金額

売上（収入）金額	売掛帳や買掛帳を例えば20日や25日など月の中途で締め切っている場合でも、1月1日から12月31日までの売上（収入）金額や仕入金額を記入します。 この場合、月別の内訳は、2月から11月までの各欄には帳簿のそれぞれの月の月計の金額をそのまま記入し、1月と12月の欄で調整しても差し支えありません。
家事消費等 雑収入	1月から12月までのそれぞれの合計額を記入します。 なお、「家事消費等」の欄は、消費などした都度他の売上げに含めて記帳している場合は、毎月の売上金額にそれを含めて記入し、「家事消費等」の欄の記入を省略しても差し支えありません。 また、国や地方公共団体などから支給された助成金等で事業所得として課税の対象となるものがある場合には、当該助成金等の金額も含めて、「雑収入」の欄に記入します。 おって、消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税込経理方式によっている場合に消費税等の還付税額があるときは、その還付税額（還付税額を本年分の未収入金に計上したときは、その未収入金に計上した金額）を含めて、「雑収入」の欄に記入します。 ※ 消費税等の経理処理については、「青色申告の決算の手引き（一般用）」（7ページ）を参照してください。
うち軽減税率対象	「計」欄のうち、消費税の軽減税率の対象となる金額をそれぞれ記入します。 なお、記入を省略しても差し支えありません。 ※ 軽減税率制度については、国税庁ホームページをご覧ください。

## ○給料賃金の内訳及び○専従者給与の内訳

延べ従事月数	従事月数の合計を記入します。
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	年末調整後の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の源泉徴収税額を記入します。年の中途中で退職した場合などで年末調整が行われない方については、本年中に徴収した所得税等の源泉徴収税額を記入します。 ※ 記載例は、令和7年12月1日施行予定の法令等に基づいて計算しています。

## ○地代家賃の内訳

本年中の賃借料 ・ 権利金等	本年中に支払うことの確定した金額を記入します。 この場合、権利金や更新料は上段に、賃借料は下段にそれぞれ記入し、権利金は「権」を、更新料は「更」を○で囲んで表示します。
----------------------	---

## ○貸倒引当金繰入額の計算

個別評価による本年分繰入額	（1） 「個別評価による本年分繰入額」のある方は、「個別評価による貸倒引当金の繰入れをする方へ」（注）を参照してください。
---------------	---

（注）国税庁ホームページからダウンロードできます。

## ○青色申告特別控除額の計算

青色申告特別控除前の所得金額	（7） 医業又は歯科医業を営む方で租税特別措置法第26条の適用を受ける社会保険診療報酬の所得がある方の場合には、その所得の金額を除いて記入します。
青色申告特別控除額	（9） 決算書1ページの「損益計算書」の（44）欄へ転記します。

【記載例（決算書3ページ）】

（令和五年分以降用）	○売上（収入）金額の明細			※登録番号を記載する場合には、先頭に「T」を付けて上位13桁の数字を記入してください。			F A 3 0 5 1							
	売上先名	所在地	登録番号（法人番号）※	売上（収入）金額										
	○○（株）	○○○○○	TXXXXXXXXXXXXXX	8,537,000										
	○○商店	○○○○○	TXXXXXXXXXXXXXX	7,319,000										
	○○（有）	○○○○○	TXXXXXXXXXXXXXX	6,637,000										
	○○商事	○○○○○	TXXXXXXXXXXXXXX	5,227,000										
	上記以外の売上先の計（雑収入を含む）			11,560,000										
				計	39,280,000									
	○仕入金額の明細													
	仕入先名	所在地	登録番号（法人番号）※	仕入金額										
△△（株）	○○○○○	TXXXXXXXXXXXXXX	8,006,000											
△△（有）	○○○○○	TXXXXXXXXXXXXXX	7,437,000											
△△商会	○○○○○	TXXXXXXXXXXXXXX	5,567,000											
△△商店	○○○○○	TXXXXXXXXXXXXXX	5,233,000											
上記以外の仕入先の計			1,351,000											
			計	27,596,000										
○減価償却費の計算														
減価償却資産の種類又は数量（償却資産を含む）	取得年月	④ 取得価額	⑤ 債却の基礎方	⑥ 債却年数	⑦ 債却率	⑧ 本年中の償却期間	⑨ 本年分の新通債却費（⑧×⑦×⑨）	⑩ 割増（特別）	⑪ 本年分の新通債却費合計（⑨+⑩）	⑫ 事業専用割合	⑬ 本年分の必要経費算入額（⑪×⑫）	⑭ 未償却残高（期末残高）	摘要	
木造建物等備品	43年H18.7	6,000,000円	5,400,000円	旧定期	22年	0.046	12月	248,400円	—	248,400円	100%	248,400円	1,156,200円	
ノンステンレス	R7.9	(600,000)	600,000	定期	22	0.046	12	9,200	—	9,200	100	9,200	590,800	
照明設備	1台H19.1	(800,000)	40,000	—	—	—	12	8,000	—	8,000	100	8,000	16,000	
レジスター	1台R7.7	(370,000)	390,000	定期	5	0.400	6	78,000	—	78,000	100	78,000	312,000	
アーケード販売机	R5.1	(250,000)	250,000	—	5	0.200	12	50,000	—	50,000	100	50,000	100,000	
一括償却資産	—R7.	(180,000)	180,000	—	—	1/3	12	60,000	—	60,000	100	60,000	120,000	
冷蔵庫等	—R7.	合計980,000 (新規は定期保証)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	980,000	—	
計								453,600	—	453,600		1,433,600	2,295,000	
(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定期法を採用する場合のみ（欄のカッコ内に償却保証額を記入します）。														
○利子割引料の内訳（金融機関を除く）														
○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳														
支払先の住所・氏名	期末現在の借入金額	本年中の利子割引料	左のうち必要経費算入額	支払先の住所・氏名	本年中の借入金額	本年中の利子割引料	左のうち必要経費算入額	所轄税及び復興特別料金						
	円	円	円		円	円	円	円						

○売上（収入）金額の明細・仕入金額の明細

登録番号 (法人番号)	売上先・仕入先の登録番号又は法人番号を把握している場合にそれぞれ記入します。 なお、登録番号又は法人番号を記入した売上先・仕入先については、その売上先名・仕入先名及び所在地の記入を省略しても差し支えありません。
----------------	--

○減価償却費の計算

償却方法	平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産			平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産			定率法		
	旧定期法		旧定期法		定期法		250%定期法	200%定期法	
							平成19年4月1日から	平成24年4月1日以後に取得	
	①取 得 価 額 (償却保証額)	取得価額そのままの金額を記入します。	下段の括弧内は記入する必要はありません。	下段の括弧内に償却保証額（取得価額×保証率）を記入します。					
②償却の基礎になる金額	① 「取得価額×90%」の金額（漁業権や特許権などの無形固定資産は、取得価額そのままの金額）を記入します。 ② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分において均等償却を行なう場合には、「取得価額×5%」の金額を記入します。								
③償却方法	税務署に届け出ている償却方法を記入します。								
	① 届け出でない方は、旧定期法（鉱業用減価償却資産は旧生産高比例法）になります。 ② 平成10年4月1日以後に取得した建物は旧定期法になります。								
④耐用年数	7、8ページの「主な減価償却資産の耐用年数表」を参照してください。								
⑤償却率又は改定償却率	5ページの「減価償却資産の償却率等表」を参照してください。 なお、一括償却資産の必要経費算入の適用を受ける場合には、「1/3」と記入します。								
⑥本年中の償却期間	資産を月の中途で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を1か月として計算した本年中の償却期間の月数を記入します。								
⑦本年分の普通償却費	① 「④×⑤×⑥」で計算した金額を記入します。 ② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間において均等償却を行なう場合には、「(取得価額-取得価額×95%-1円)÷5×⑥」の金額を記入します。								
⑧割増（特別）償却費	中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却などの適用を受ける場合に、割増などの部分の償却費（普通償却費は含めません。）を記入します。								
⑨未償却残高（期末残高）	次の金額を記入します。 (1) 本年中に取得した資産は、④の金額から⑤の金額を差し引いた金額 (2) 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高（「取得価額-前年末までの減価償却費の累積額」の金額）から⑤の金額を差し引いた金額								
⑩摘要	減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間において均等償却を行なう場合には、「均等償却」と記入します。 次のような場合に応じ、それぞれ次のような事項を簡記します。 (1) 割増償却や特別償却の適用を受ける場合……その特例名 (2) 取得資産が中古である場合……その旨 (3) 資産を本年中に譲渡や取壊しなどをした場合……その月日、事由など (4) 譲渡や取壊しなどをした資産について本年分の償却を省略した場合……その旨 (5) 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の適用を受ける場合……「措法28の2」 (6) 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例の適用を受ける場合……「措法28の2の2」								
	取得価額そのままの金額を記入します。 建物、建物附属設備及び構築物（建物附属設備、構築物及び鉱業用の建物は平成28年4月1日以後に取得したものに限ります。）は、定期法（鉱業用減価償却資産は定期法又は生産高比例法）になります。 調整前償却額が償却保証額未満となる年分以後は改定取得価額（最初に調整前償却額が償却保証額未満となる年の期首未償却残高）を記入します。								

※1 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産について、200%定率法を適用する経過措置を受けることができます(平成25年3月15日までに「減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書」を提出している方に限ります。)。

※2 平成24年4月1日から同年12月31日までに取得した減価償却資産について250%定率法により償却費の額を計算することを選択している場合は、「250%定率法」の各欄を参照してください。

### ○中古資産を取得した場合の耐用年数

法定の耐用年数ではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とすることができます。

取得後の使用可能年数の見積りが困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の算式で計算した年数(その年数が2年未満となるときは2年とし、その年数に1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てます。)を耐用年数とすることができます。

#### [算式]

① 法定耐用年数の全部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} \times 0.2 = \text{耐用年数}$$

② 法定耐用年数の一部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} - (\text{経過年数} \times 0.8) = \text{耐用年数}$$

### ○業務の用に供していない資産を業務の用に供した場合(転用した場合)の減価償却費の計算

業務の用に供していない減価償却資産を業務の用に供した場合の、その業務の用に供した後におけるその資産の減価償却費の計算に当たっては、業務の用に供しない資産として使用していた期間における「減価の額」の計算を一定の方法で行い、この「減価の額」をその資産の取得価額から控除した金額を、その業務の用に供した日におけるその資産の未償却残高とします。

国税庁ホームページ参照:タックスアンサー「新築家屋等を非業務用から業務用に転用した場合の減価償却」

### ○減価償却の計算の特例

青色申告者には、「資産を譲渡した場合の特例」のほかにも減価償却の計算の特例があります。詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

(「資産を譲渡した場合の特例」については、「青色申告の決算の手引き(一般用)」(6ページ)を参照してください。)

### 減価償却資産の償却率等表

#### 1 旧定額法、定額法の償却率表

#### 2 旧定率法、定率法の償却率等表

耐用年数	平成19年3月31日以前取得		平成19年4月1日以後取得		平成24年4月1日以後取得		耐用年数	平成19年3月31日以前取得		平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得		耐用年数	平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得		平成24年4月1日以後取得						
	旧定額法		定額法		250%定率法			200%定率法		旧定額法				250%定率法		200%定率法					
	償却率	償却率	償却率	償却率	償却率	保証率		償却率	保証率	償却率	償却率	保証率	償却率	保証率	償却率	保証率					
2	0.500	0.500	27	0.037	0.038	—	2	0.684	1.000	—	1.000	—	—	27	0.082	0.093	0.100	0.01902	0.074	0.077	0.02624
3	0.333	0.334	28	0.036	0.036	0.536	3	0.833	1.000	0.02789	0.667	1.000	0.11089	28	0.079	0.089	0.091	0.01866	0.071	0.072	0.02568
4	0.250	0.250	29	0.035	0.035	0.438	4	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499	29	0.076	0.086	0.091	0.01803	0.069	0.072	0.02463
5	0.200	0.200	30	0.034	0.034	0.369	5	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800	30	0.074	0.083	0.084	0.01766	0.067	0.072	0.02366
6	0.166	0.167	31	0.033	0.033	0.319	6	0.417	0.500	0.05776	0.333	0.334	0.09911	31	0.072	0.081	0.084	0.01688	0.065	0.067	0.02286
7	0.142	0.143	32	0.032	0.032	0.280	7	0.357	0.500	0.05496	0.286	0.334	0.08680	32	0.069	0.078	0.084	0.01655	0.063	0.067	0.02216
8	0.125	0.125	33	0.031	0.031	0.250	8	0.313	0.334	0.05111	0.250	0.334	0.07909	33	0.067	0.076	0.077	0.01585	0.061	0.063	0.02161
9	0.111	0.112	34	0.030	0.030	0.226	9	0.278	0.334	0.04731	0.222	0.250	0.07126	34	0.066	0.074	0.077	0.01532	0.059	0.063	0.02097
10	0.100	0.100	35	0.029	0.029	0.206	10	0.250	0.334	0.04448	0.200	0.250	0.06552	35	0.064	0.071	0.072	0.01532	0.057	0.059	0.02051
11	0.090	0.091	36	0.028	0.028	0.189	11	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992	36	0.062	0.069	0.072	0.01494	0.056	0.059	0.01974
12	0.083	0.084	37	0.027	0.028	0.175	12	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566	37	0.060	0.068	0.072	0.01425	0.054	0.056	0.01950
13	0.076	0.077	38	0.027	0.027	0.162	13	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180	38	0.059	0.066	0.067	0.01393	0.053	0.056	0.01882
14	0.071	0.072	39	0.026	0.026	0.152	14	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854	39	0.057	0.064	0.067	0.01370	0.051	0.053	0.01860
15	0.066	0.067	40	0.025	0.025	0.142	15	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565	40	0.056	0.063	0.067	0.01317	0.050	0.053	0.01791
16	0.062	0.063	41	0.025	0.025	0.134	16	0.156	0.167	0.03063	0.125	0.143	0.04294	41	0.055	0.061	0.063	0.01306	0.049	0.050	0.01741
17	0.058	0.059	42	0.024	0.024	0.127	17	0.147	0.167	0.02905	0.118	0.125	0.04038	42	0.053	0.060	0.063	0.01261	0.048	0.050	0.01694
18	0.055	0.056	43	0.024	0.024	0.120	18	0.139	0.143	0.02757	0.111	0.112	0.03884	43	0.052	0.058	0.059	0.01248	0.047	0.048	0.01664
19	0.052	0.053	44	0.023	0.023	0.114	19	0.132	0.143	0.02616	0.105	0.112	0.03693	44	0.051	0.057	0.059	0.01210	0.045	0.046	0.01664
20	0.050	0.050	45	0.023	0.023	0.109	20	0.125	0.143	0.02517	0.100	0.112	0.03486	45	0.050	0.056	0.059	0.01175	0.044	0.046	0.01634
21	0.048	0.048	46	0.022	0.022	0.104	21	0.119	0.125	0.02408	0.095	0.100	0.03335	46	0.049	0.054	0.056	0.01175	0.043	0.044	0.01601
22	0.046	0.046	47	0.022	0.022	0.099	22	0.114	0.125	0.02296	0.091	0.100	0.03182	47	0.048	0.053	0.056	0.01153	0.043	0.044	0.01532
23	0.044	0.044	48	0.021	0.021	0.095	23	0.109	0.112	0.02226	0.087	0.091	0.03052	48	0.047	0.052	0.053	0.01126	0.042	0.044	0.01499
24	0.042	0.042	49	0.021	0.021	0.092	24	0.104	0.112	0.02157	0.083	0.084	0.02969	49	0.046	0.051	0.053	0.01102	0.041	0.042	0.01475
25	0.040	0.040	50	0.020	0.020	0.088	25	0.100	0.112	0.02058	0.080	0.084	0.02841	50	0.045	0.050	0.053	0.01072	0.040	0.042	0.01440
26	0.039	0.039				0.085	26	0.096	0.100	0.01989	0.077	0.084	0.02716								

(注) この表にないものは、国税庁ホームページ「タックスアンサー『減価償却のあらまし』」をご覧ください。

### ○利子割引料の内訳

本年中の利子割引料	本年中に支払うことの確定した金額を記入します。
-----------	-------------------------

### ○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

本年中の報酬等の金額	本年中に税理士や弁護士、公認会計士などに支払うことの確定した報酬や料金を記入します。
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	本年中に支払うことの確定した報酬や料金で、まだ支払っていないものに対応する所得税等の源泉徴収税額も含めて記入します。

【記載例（決算書4ページ）】

貸 借 対 照 表 (資 産 負 債 調)				整頓番号		F A 3 0 7 6		
				製 造 原 価 の 計 算 (原価計算を行っていない人は、記入する必要はありません。)				
資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部		科 目		金 額		
科 目	1月 1日 (期首)	12月 31日 (期末)	科 目	1月 1日 (期首)	12月 31日 (期末)	原 価	元 金	
現 金	292,000	373,000	支 払 手 形			期首原材料棚卸高	①	
当 座 預 金	576,000	1,183,000	買 挂 金	1,672,000	2,034,000	原 材 料 仕 入 高	②	
定 期 預 金	1,463,400	1,868,000	借 入 金	2,283,000	2,290,000	小 計 (①+②)	③	
そ の 他 の 預 金	98,000	133,000	未 払 金	238,000	246,000	期末原材料棚卸高	④	
受 取 手 形			前 受 金			差引原材料費 (③-④)	⑤	
売 挂 金	1,172,000	1,348,000	預 り 金	3,000	25,000	手 務 費	⑥	
有 値 証 券						外 注 工 費	⑦	
棚 卸 資 産	3,705,000	3,814,000				電 力 費	⑧	
前 払 金						水 道 光 熱 費	⑨	
貸 付 金						修 繕 費	⑩	
建 物	1,404,600	1,747,000				減 価 償 却 費	⑪	
建 物 附 属 設 備	24,000	16,000					⑫	
機 械 装 置							⑬	
車 両 運 搬 具			貸 倒 引 当 金	64,460	74,140		⑭	
工 具 器 具 備 品	一	432,000					⑮	
土 地							⑯	
継 延 資 産	150,000	100,000					⑰	
			事 業 主 借		584,600		⑱	
			元 入 金	4,624,540	4,624,540	総 製 造 費 (⑤+⑥+⑪)	⑲	
			事 業 主 貸	2,986,000	4,121,720	期首半製品・仕掛品棚卸高	⑳	
	合 計	8,885,000	14,000,000	合 計	8,885,000	14,000,000	小 計 (⑲+⑳)	㉑
						期末半製品・仕掛品棚卸高	㉒	
						製品製造原価 (㉑-㉒)	㉓	

(注) 損益計算書の③欄の金額は、1ページの「損益計算書」の③欄に移記してください。

- 4 -

○貸借対照表（資産負債調）

農業所得以外の事業所得のほかに農業所得や不動産所得のある方の貸借対照表は、それらの所得に係るものを合算してこの表に記入しますが、それぞれの貸借対照表を各別に記入しても差し支えありません。

資 産 の 部	棚 卸 資 産	期首と期末の棚卸表から、それぞれの棚卸高を記入します。この場合、商品や製品、半製品、仕掛品などのほか、消耗品費から除外した未使用の消耗品も含めて記入します。
	事 業 主 貸	生活費その他の家事上の費用や所得税等、住民税など事業所得の必要経費にならない租税公課、商品などの家事消費の金額など本年中に事業から支出した金額の合計額を記入します。
負 債 ・ 資 本 の 部	預 り 金	専従者給与や他の使用人に支給した給与などから徴収した所得税等の源泉徴収税額のうち、まだ納付していない金額も預り金に含めて記入します。
	事 業 主 借	事業資金として事業主から受け入れた金額や預金通帳に記帳されている利息などの事業所得以外の収入で事業に受け入れたものの金額の合計額を記入します。
	元 入 金	期首の金額と期末の金額は同じ金額を記入します。
	青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額	決算書1ページの「損益計算書」の④欄の金額を記入します。 損益計算書と貸借対照表の青色申告特別控除前の所得金額は、必ず一致します。一致しない場合には、記帳誤りや計算誤りがあると思われますので、記帳漏れや二重記帳又は転記誤りがないか確認してください。

○製造原価の計算

期首原材料棚卸高	①	期首と期末の棚卸表から、それぞれの原材料の棚卸高を記入します。
期末原材料棚卸高	④	
その他の製造経費	⑦ ⑮ ㉐	製造部分の経費のみを記入しますので、外交員や事務員などの給料賃金、事務所の水道光熱費や修繕費、減価償却費などは、ここに記入しないで決算書1ページの「損益計算書」のそれぞの該当欄に記入します。
期首半製品・仕掛品棚卸高	㉓	期首と期末の棚卸表から、それぞれの半製品・仕掛品などの棚卸高を記入します。
期末半製品・仕掛品棚卸高	㉕	
製 品 製 造 原 価	㉖	決算書1ページの「損益計算書」の③欄へ転記します。

# 主な減価償却資産の耐用年数表

## <建 物>

構造・用途	細 目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	事務所用のもの 店舗用・住宅用のもの 飲食店用のもの 旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの 公衆浴場用のもの 工場用・倉庫用のもの（一般用）	24 22 20 17 12 15
木骨モルタル造のもの	事務所用のもの 店舗用・住宅用のもの 飲食店用のもの 旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの 公衆浴場用のもの 工場用・倉庫用のもの（一般用）	22 20 19 15 11 14
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの 住宅用のもの 飲食店用のもの 延べ面積のうち占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの その他のもの 旅館用・ホテル用のもの 延べ面積のうち占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの その他のもの 店舗用・病院用のもの 車庫用のもの 公衆浴場用のもの 工場用・倉庫用のもの（一般用）	50 47 34 41 31 39 39 38 31 38
れんが造・石造・ブロック造のもの	事務所用のもの 店舗用・住宅用・飲食店用のもの 旅館用・ホテル用・病院用のもの 車庫用のもの 公衆浴場用のもの 工場用・倉庫用のもの（一般用）	41 38 36 34 30 34
金属造のもの	事務所用のもの 骨格材の肉厚が、（以下同じ。） 4mmを超えるもの 3mmを超える、4mm以下のもの 3mm以下のもの 店舗用・住宅用のもの 4mmを超えるもの 3mmを超える、4mm以下のもの 3mm以下のもの 飲食店用・車庫用のもの 4mmを超えるもの 3mmを超える、4mm以下のもの 3mm以下のもの 旅館用・ホテル用・病院用のもの 4mmを超えるもの 3mmを超える、4mm以下のもの 3mm以下のもの 公衆浴場用のもの 4mmを超えるもの 3mmを超える、4mm以下のもの 3mm以下のもの 工場用・倉庫用のもの（一般用） 4mmを超えるもの 3mmを超える、4mm以下のもの 3mm以下のもの	38 30 22 34 27 19 31 25 19 29 24 17 27 19 15 31 24 17

## <建物附属設備>

構造・用途	細 目	耐用年数
アーケード・日よけ設備	主として金属製のもの その他のもの	15 8
店用簡易装備		3
電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備 その他のもの	6 15
給排水・衛生設備、ガス設備		15

## <車両・運搬具>

構造・用途	細 目	耐用年数
一般用のもの（特殊自動車・次の運送事業用等以外のもの）	自動車（2輪・3輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が0.66リットル以下のもの） 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの 報道通信用のもの その他のもの 2輪・3輪自動車 自転車 リヤカー	4 4 5 5 6 3 2 4
運送事業用・貸自動車業用・自動車教習所用のもの	自動車（2輪・3輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） 小型車（貨物自動車にあっては積載量が2トン以下、その他ものにあっては総排気量が2リットル以下のもの） 大型乗用車（総排気量が3リットル以上のもの） その他のもの 乗合自動車 自転車、リヤカー 被けん引車その他のもの	3 5 4 5 5 2 4

## <工 具>

構造・用途	細 目	耐用年数
測定工具、検査工具（電気・電子を利用するものを含む。）		5
治具、取付工具		3
切削工具		2
型（型枠を含む。）、鍛圧工具、抜抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム・ガラス成型用金型、鋳造用型 その他のもの	2 3
活字、活字に常用される金属	購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。） 自製活字、活字に常用される金属	2 8

## <器 具・備 品>

構造・用途	細 目	耐用年数
家具、電気機器、ガス機器、家庭用品（他に掲げてあるものを除く。）	事務机、事務椅子、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客業用のもの その他のもの ベッド 児童用机、いす 陳列だな、陳列ケース 冷凍機付・冷藏機付のもの その他のもの その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 電気用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気・ガス機器 氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 じゅうたんその他の床用敷物 小売業用・接客業用・放送用・レコード吹込み用・劇場用のもの その他のもの 室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの 食事・ちゅう房用品 陶磁器製・ガラス製のもの その他のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15 8 5 8 8 5 6 8 5 15 8 5 6 6 4 3 3 6 15 8 2 5 15 8
事務機器、通信機器	謄写機、タイプライター 孔版印刷・印書業用のもの その他のもの 電子計算機 パソコンコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの 複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター、ファクシミリ インターネット、放送用設備 電話設備その他他の通信機器 デジタル構内交換設備、デジタルボタン電話設備 その他のもの	3 5 4 5 5 5 5 6 6 10
時計、試験機器、測定機器	時計 度量衡器 試験・測定機器	10 5 5
光学機器、写真製作機器	カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡	5 8
看板、広告器具	看板、ネオンサイン、気球 マネキン人形、模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 2 10 5
容器、金庫	ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塗素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナーその他の容器 大型コンテナー（長さが6m以上のものに限る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの	6 8 10 7 3 2 5 20
理容・美容機器		5

## ＜器具・備品＞のつづき

構造・用途	細目	耐用年数
医療機器	消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの、自動血液分析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製・ガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	4 5 7 6 6 7 6 8 4 6 3 10 5
娯楽・スポーツ器具	たまつき用具 パチンコ器、bingo器その他これらに類する球戯用具、射的用具 ご、しようぎ、まあじやん、その他の遊戯具 スポーツ具	8 2 5 3

## ＜機械・装置＞

設備の種類	細目	耐用年数
食料品製造業用設備		10
飲料・たばこ・飼料製造業用設備		10
繊維工業用設備	炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備 その他の設備	3 7 7
木材・木製品(家具を除く)製造業用設備		8
家具・装備品製造業用設備		11
パルプ・紙・紙加工品製造業用設備		12
印刷業・印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ・写真・通信設備 その他の設備 その他の設備	4 7 3 10 10
ゴム製品製造業用設備		9

## ＜機械・装置＞のつづき

設備の種類	細目	耐用年数
なめし革・なめし革製品・毛皮製造業用設備		9
窯業・土石製品製造業用設備		9
鉄鋼業用設備	表面処理鋼材・鉄粉製造業・鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄・原鉄・ベースメタル・フェロアロイ・鉄素形材・鉄管製造業用設備 その他の設備	5 9 14
金属製品製造業用設備	金属被覆、彫刻業・打はく、金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	6 10
林業用設備		5
鉱業・採石業・砂利採取業用設備	石油・天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備 その他の設備	3 6 12 6
総合工事業用設備		6
倉庫業用設備		12
運輸に附帯するサービス業用設備		10
飲食料品卸売業用設備		10
飲食料品小売業用設備		9
その他の小売業用設備	ガソリン・液化石油ガススタンド設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	8 17 8
宿泊業用設備		10
飲食店業用設備		8
洗濯業・理容業・美容業・浴場業用設備		13
その他の生活関連サービス業用設備		6
自動車整備業用設備		15

(注) この表にないものは、国税庁ホームページ「タックスアンサー『減価償却のあらまし』」をご覧ください。

## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始しています。  
詳しくは、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



インボイス制度特設サイト

## 電子帳簿等保存制度について

電子帳簿等保存制度は、税法上保存等が必要な帳簿や書類を、電子データで保存することに関する制度です。

- 電子帳簿等保存  
ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿（仕訳帳等）及び国税関係書類（請求書・決算書等）については、一定の要件の下で、電子データのまま保存を行うことができます。
- スキャナ保存  
決算書等を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類 자체を保存する代わりに、一定の要件の下で、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。
- 電子取引データ保存  
所得税及び法人税に係る保存義務者は、領収書・請求書等を電子データでやりとりした場合、一定の要件の下で、その電子データを保存しなければなりません。
- ★ 「優良な電子帳簿」の導入もご検討ください  
一定の帳簿について「優良な電子帳簿」の要件を満たして保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減されます（あらかじめ届出書の提出が必要です。）  
あわせて、青色申告特別控除は控除額65万円の適用を受けることができます。



電子帳簿等保存制度特設サイト

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。